

《大館市認定保育施設利用支援事業》

【内 容】すこやか子育て支援事業の助成後の認定保育施設と認可保育園等の保育料を比較し、認定保育施設の保育料が上回った場合に差額を助成します。

= 認可保育園等を利用した場合の料金で認定保育施設を利用することができます。

保育料の審査は上期（4月～8月分）と下期（9月～翌年3月分）の年2回実施しており、保育料の変更がある場合は、当事業の助成額も変更となります。

【申請条件】認定保育施設に入所し、月極契約をしていること

【提出書類】

全てのかた	<ul style="list-style-type: none"> ・大館市認定保育施設利用支援事業保育料助成申請書 ・代理請求に伴う委任状
すこやか子育て支援事業を申請しないかた	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（全部事項証明書） すでに子ども課へ提出している場合は、<u>提出不要</u>です。 <未婚のひとり親のかたのみ> ・寡婦（夫）控除みなし適用申出書

【提出先】大館市子ども課

【助成方法】保育料から差額を差し引きます。（減免方式）

